

令和元年度第5回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 令和2年3月27日（金） 午後2時00分から午後5時00分まで

■と ころ 岸和田市立中央公民館 3階 講座室4

■出席委員

委 員	奥 俊信
委 員	平田 陽子
委 員	杉浦 恵美
委 員	服部 崇博
委 員	山添 光訓

■議案審議

建築基準法第43条第2項第2号許可 一括同意基準により許可した物件の報告	（公開）
建築基準法第43条第2項第2号許可 個別案件（諮問）	（非公開）
建築基準法第48条第5項ただし書き許可 事前相談	（非公開）
審査請求及び執行停止申立事案について	（非公開）

■その他 配席図 別紙のとおり

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員5人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、令和元年度第5回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

会長が令和元年度第5回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として杉浦委員及び服部委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可一括同意基準による許可の報告について
事務局より報告の説明を行った。（資料 1 参照）

- 会 長) 報告番号 14 の物件で、43 条空地について説明願いたい。
- 事務局) 申請地前からの L 字形の通路が 43 条空地で、42 条道路の市道に接続します。申請地はこの 43 条空地以外に道路・通路には接していません。この 43 条空地が私道ですので、私道の土地所有者の方に、将来とも現状を確保する旨の合意を得ております。
- 会 長) この私道に面している他の住宅の方も、建て替え時には同様に合意が必要か。
- 事務局) 私道の入り口の方は、敷地が市道（42 条）にも接しているため 43 条許可は不要で合意も要りませんが、他の方は建替え時には今回同様私道の土地所有者の合意が必要となります。
- 委 員) 「法 43 条後退線」の概念について知りたい。幅員 4 m 未満の空地で中心後退する場合はわかるが、この場合は L 字形の空地の終端に接する敷地である。
- 事務局) 後退は発生しないが、空地境界線という意味で「法 43 条後退線」という呼び方をしています。
- 委 員) 報告番号 7 の物件で、敷地は二方通路に接しているように見えるが、一方は法 43 条後退線となっていないのはなぜか。
- 事務局) 二方とも港湾管理通路の公共用通路ですが、申請地と一方の港湾管理通路との間に緑地があり、申請地はこの港湾管理通路には接していません。
- 委 員) この物件で、2 階建てで高さが 10m を超えているが、建物用途は何か。
- 事務局) 建物用途は工場であります。
- 会 長) 他に質問等なければ報告を了承するものとしてよいか。
- 各委員) 了。

審議の結果、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可一括同意基準による許可に関する 20 件の報告は了承された。

● 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可個別案件（諮問）について

議案第 1 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き許可について（事前相談）

建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き許可（事前相談）についての審議は、公開することが適当でないと認められるため、資料を含め公開図書より削除します。

● 審査請求及び執行停止申立事案について

審査請求及び執行停止申立事案についての審議には、公開することが適当でない認められるため、資料を含め公開図書より削除します。

会 長) 以上で審査会を終了とする。

令和元年度第5回建築審査会配席

岸和田市立中央公民館 3階 講座室4

